

昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部における公的研究費の
不正防止に関する基本方針

令和3年4月1日制定

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正、令和3年2月1日改正）及び「昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部における公的研究費取扱規程」第3条第3項に基づき、昭和音楽大学及び昭和音楽大学短期大学部（以下「本学」という。）における公的研究費の不正防止に関して必要な基本方針を定めるものとする。

1. 機関内の責任体系の明確化

- (1) 本学において公的研究費を適正に運営・管理するとともに、不正防止対策に関する責任体系を明確化する。
- (2) 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置き、各責任者の役割、責任の所在・範囲及び権限を明確化する。
- (3) 責任体系について学内外に周知・公表するとともに、不正防止対策を積極的に推進する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) 事務処理に関するルールを明確化・統一化し、不正を誘発する要因を除去する。
- (2) 職務権限や責任に関するルールを明確化する。
- (3) 不正防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
- (4) 公的研究費に関する全ての構成員に対する「行動規範」を策定する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 公的研究費の不正使用を未然に防止するため、不正使用発生要因を把握するとともに、具体的な不正防止計画を策定する。
- (2) 関係部署が連携して、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。

4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

- (1) 不正防止計画を踏まえた予算執行を行い業者との癒着の発生を防止する。
- (2) 不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のあるチェックが効く体制を構築し、公的研究費を適正に運営・管理する。

5. 情報発信・共有化の推進

(1) 公的研究費の不正防止に向けた取組について、学内外へ積極的に情報発信・共有する。

6. モニタリング体制の整備

(1) 公的研究費の適正な運営・管理を徹底するため、監事及び会計監査人等と連携の上、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。